

令和7年度 一時保育利用のご案内

一時保育は、保護者の冠婚葬祭、引っ越しなどで家庭での保育が困難な時や、リフレッシュなどご利用できます。

■利用対象児童（下記のいずれの条件も満たしていることが必要です。）

①瀬戸市に住民票があり、令和7年4月1日現在で0歳から2歳までの児童

※保育する日に生後6か月を超えている児童に限ります。

②瀬戸市内の認可保育所に入所していない児童

③集団保育が可能な児童

■実施園

幡山保育園（瘤木町70） Tel 82-3906

■実施日及び開園時間

月曜日から土曜日まで（祝日・年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで

■定員

一日につき最大5名

■利用可能日数

一か月につき3日以内

※書類提出期限内にキャンセルした場合は別の利用日の申込は可能ですが、期限後にキャンセルされた場合は1日利用したものとし、その日も含めて3日以内とします。

■保育料（給食、おやつ代込）

一日当たり2,600円

※利用日当日の登園時に、直接保育園に現金で釣り銭のないようにお支払いください。

■利用申込方法

「私的契約児許可申込書【一時保育児童用】」を電子メールまたはFAXにて幡山保育園に提出してください。（申込書は瀬戸市ホームページ「一時保育」からダウンロードできます。）

受け入れの可否を翌日（日・祝・年末年始除く）お昼頃までに電話連絡または電子メールにて返信します。数日経過しても幡山保育園から連絡が無い場合は、申込が着信していない可能性がありますので、幡山保育園に電話でお問い合わせください。

電子メール：hatayama-ho2@totmate.jp

FAX:82-3916

※初めて利用する方は、面接と持ち物の説明を行いますので日程調整のためご連絡ください。面接時は、お子さんと一緒に保育園へお越しください。（アレルギー等お子さんの状態をお伺いしますので、必ず保護者の方がお越しください。）

□持ち物

- ・子ども医療費受給者証（または生活保護受給証）
- ・保護者の本人確認書類（免許証等）

※お子さんの住所地確認と保護者の本人確認をしますので、必ずお持ちください。

本人確認が出来ない場合は、ご利用いただけません。

□受付日及び受付時間

受付開始日午前9時から利用希望日の前日午後4時まで（24時間送信可）

※受付開始日については、別紙「一時保育利用申込等受付日一覧」をご確認ください。

□申込受付期限

利用希望日の前日 午後4時まで（日曜日または祝日の場合は、その前の開園日）

※申込状況によっては利用日当日に受入できる場合があります。

当日ご利用の場合は午前8時から午前9時までに幡山保育園に電話でお問い合わせください。

■キャンセル・日程変更方法

キャンセル⇒「一時保育利用日取消届」を幡山保育園に提出してください。

日程変更⇒「一時保育利用日変更届」を幡山保育園に提出してください。

※電子メールまたはFAXでご提出ください。電話でのキャンセル・変更はできません。

※取消届及び変更届は瀬戸市ホームページ「一時保育」からダウンロードできます。

□書類提出期限

利用希望日の前日（日曜日または祝日の場合は、その前の開園日） 午後5時まで

□注意事項

- ・書類提出期限後にキャンセルされた場合は、所定の保育料をお支払いいただきます。
- ・一時保育は利用できる人数に限りがあります。利用しなくなった場合は、速やかにキャンセル等の手続きを行ってください。

■注意事項

□持ち物について

初回利用申込時にお渡しする「持ち物一覧」をご準備ください。

□給食について

- ・アレルギー給食は、お子さんのアレルギーの状況によって実施できない場合があります。
- ・給食を利用するしないにかかわらず、保育料は同一料金となります。

□その他

- ・保育料を納めない場合は、次回以降の利用をお断りします。
- ・台風等により保育園が休園になる場合はお預かりできません。

■傷害保険について

保育サービス業総合補償制度に加入しています。

<問い合わせ先>

一時保育全般に関すること

保育課

TEL：88-2630

利用申込・保育の内容に関すること

幡山保育園

TEL：82-3906 FAX：82-3916